

平成 30 年 8 月 7 日

理学療法学科代表者様

日本理学療法教育学会
代表運営幹事 酒井 桂太

「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、
「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」に関する
アンケートへの協力依頼について

理学療法士養成校の皆様には益々ご健勝のほどお喜び申し上げます。

さて、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」は、理学療法士及び作業療法士の学校養成施設における教育内容等が規定された、昭和 40 年文部省令・厚生省令第 3 号として公布された省令であります。この指定規則は、時代の変遷や社会状況の変化に対応するべく過去に 3 回の改正が行われております。4 回目となる指定規則の見直しについては、平成 30 年度施行（32 年度の入学生から適用）に向けてカリキュラム等改善検討会、医道審議会理学療法士作業療法士分科会において審議されてきています。また今後は、5 年毎に指定規則の見直しについて検討される予定となっております。

「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の見直しは、社会のニーズに対応した質の高い理学療法士・作業療法士を養成するために必要なこととあります。ついては、下記のとおり理学療法士・作業療法士教育の向上のために理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについてのアンケート調査にご協力いただけますようお願いいたします。

記

依頼事項：「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインに関するアンケート」のご回答

アクセス方法：Web でのご回答となります。URL をクリックしてアンケート用紙を開き、直接ご記入願います。

所要時間：15～20 分程度

ご回答期限：平成 30 年 8 月 31 日（金）正午

以上

<本アンケートに関するお問い合わせ先>

日本理学療法士教育学会 「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、
理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」についてのアンケート調査
(担当者) 酒井吉仁・宮原謙一郎

TEL : 076-476-0001 E-meil : jspt.edu.2018@gmail.com

回答するにあたって、下記条件を必ず、ご確認下さい。

1. 本調査は、日本理学療法教育学会が実施するアンケート調査です。「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」に対する意見の収集と理学療法士の教育活動の実態を調査いたします。
2. 回答者は原則、理学療法士教育施設の理学療法士教員代表です。回答が難しい場合は、回答できる方が回答していただいても構いません。回答に関しては、担当者の個人的見解ではなく、貴校の理学療法教育担当学科、専攻等の見解としてお答え下さい。
3. 本 Web アンケートシステムは、アンケートの最初に指定いただくメールアドレスについて1件の回答が記録されます。回答の途中再開・修正は、アンケート送信後にブラウザを閉じる前であれば「回答を編集」をクリックしていただければ可能です。ブラウザを閉じた後でも、Google フォーム「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」に関するアンケートの件名で、「回答を編集」のメッセージが表示されたメールが指定いただいたメールアドレスに自動送信されますので、そこから再開・修正は可能です。なお、指定登録されたメールアドレスは、アンケート回答期間が終了した時点でサーバーから削除され、修正等はできなくなります。
4. 設問は、日本理学療法教育学会ホームページの教育学会関連調査事業から確認できます。
<http://jspt.japanpt.or.jp/jspte/survey/> をクリックして下さい。調査依頼文と一緒に設問一覧を確認することが出来ます。

5. 本 Web アンケートシステムは下記環境を推奨しております。

<PC Windows>

Internet Explorer9 以上、Firefox 最新バージョン、Google Chrome 最新バージョン

<Macintosh>

Safari5.0 以上

6. ご回答いただいた内容は、次のように取り扱うことをお約束いたします。
 - 1) 調査研究目的以外には使用いたしません。
 - 2) ご回答いただいた内容は統計的に処理し、回答者が特定できないようにいたします。
 - 3) 自由記載の内容も、個々の回答者が特定されないよう配慮し、データ化いたします。
 - 4) 調査への拒否があっても回答者に不利益が生じることは一切ございません。
 - 5) お答えいただいた内容によって、回答者および回答者が所属する職場の評価が行われることは一切ございません。
 - 6) 回答をもって、調査への同意が得られたものとします。